

入札公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和３９年３月３１日島根県規則第２２号。以下「会計規則」という。）第６０条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い
- ・週休２日工事（発注者指定型）
- ・労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・資材価格の変動に対する特例措置対象工事
- ・営業所技術者等の兼務の緩和対象工事
- ・積算疑義申立対象工事

令和８年９月１８日

島根県益田県土整備事務所長 梅 敦司
記

- １ 担当部局 島根県益田県土整備事務所 業務部契約業務課 TEL 0856-31-9635・9657
〒698-0007 島根県益田市昭和町１３番地１

２ 入札に付する事項

工事名	(一) 野地鎌手停車場線（西平原工区） 県単舗装整備工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	工事延長 L=900.0m オーバーレイ工 A=5,020m2 区画線工 L=1,800m
工事場所	島根県益田市西平原町地内		
予定工期	令和9年1月18日		
予定価格	18,774,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 3回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 (契約後の変更は不可)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7・8年度島根県建設業有資格者名簿に登載され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。
また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工 事 種 別	維持修繕工事	格付又は 客観点数	● A等級およびB等級
建設工事の種類	舗装工事		
許 可 業 種	舗装工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	舗装工事の格付けがA等級の者にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を益田・浜田・県央県土整備事務所管内に有すること。 舗装工事の格付けがB等級の者にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を益田県土整備事務所管内に有すること。		
工事实績等	ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。 ・発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社含む）又は島根県の市町村 ・建設工事の種類：舗装工事 ・実績の内容：1 契約で最終数量2,500㎡以上のオーバーレイ工 ※実績は、平成23年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。 ※工事が、島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。 ※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。 イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和6年度及び令和7年度に完成した工事の施工実績がある場合のみ、各年度の全工事の工事成績評定点の平均点が連続して65点未満でないこと。 ※工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ※工事が1件の場合には、この工事成績評定点により判断する。 ※元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として契約した工事を対象とする。 ウ 令和7年度及び令和8年度の入札公告前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は令和7年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が70点以上であること。		
配 置 技 術 者	ア 配置技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。 イ 配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補		

	者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。 なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。 エ 資格確認資料提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和8年11月12日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。<u>この場合、従事中の工事の資料提出が必要となる。（記5.（1）提出する書類イ配置技術者届（ウ）参照）</u> また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。 なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡、出産、育児、退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。 落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。 キ 本工事は建設業法第26条の5の規定（営業所技術者等の兼務の緩和）の適用を認める工事であり、その運用については、「営業所技術者等の兼務の緩和の適用を受ける監理技術者等に関する特記仕様書」による。 本特記仕様書については、島根県のHP「現場技術者の兼務の特例に関する特記仕様書」に掲載する。 URL： https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/tokureisiyousyo.html
そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。

	エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合。 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 (ウ) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。 オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号））が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
--	---

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日进行を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く９時００分～１７時００分までなので、注意すること。（「資格確認資料」、「工事費内訳書」を添付する際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第６で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争参加資格に関する事項

（１）提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。（写しも可）

なお、資格確認資料はPDF形式とすること。

資格確認資料	ア 以下の（ア）から（エ）の中から、記３「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合
--------	--

	には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。（ただし、<u>工事成績評定点を含む（ウ）を提出する場合、（エ）の場合又は工事成績評定対象外の工事を除く</u>） （ア）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る） （イ）竣工検査済証等、発注者が作成したもの （ウ）発注者が証明したもの（写しも可） ※（ア）から（ウ）の複数資料の組み合わせも可 （エ）技術管理課の押印済の「舗装工事の工事实績証明書」の写し イ 配置技術者届 以下の資料を添付すること。 （ア）記３「配置技術者」アに該当することがわかる以下の資料を添付すること。 【建設業法第７条第２号イに該当する場合】 ・実務経験証明書＋卒業証明書又は監理技術者資格者証 【建設業法第７条第２号ロに該当する場合】 ・実務経験証明書又は監理技術者資格者証 【建設業法第７条第２号ハに該当する場合】 ・資格が確認できる資料（資格証明書、監理技術者資格者証等） ※実務経験証明書は建設業の許可申請に準じて作成すること。 （イ）技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（「所属会社の雇用証明書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し及び監理技術者資格者証の写し」等） ※「所属会社の雇用証明書」の証明年月日（提出日）は資格確認資料提出期間内とする。 ※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し」のみを提出した場合は無効とする。監理技術者資格者証の写し（有効期限内であり、所属会社名の記載があること。）とあわせて提出すれば有効。 ※上記以外の資料を提出する場合は事前に発注担当部局へ問い合わせること。 ※健康保険証の写し、マイナンバーカードの写しの提出は認めない。 （ウ）記３「配置技術者」エに該当する場合は、以下の資料をいずれか一つ添付すること。 【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】 ・コリンズの「登録内容確認書（写）」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表（コリンズ登録が無い場合に限る。） 【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】 ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 ウ 業態調書（該当がない場合はその旨記載すること） 益田県土整備事務所管内の者であって、既に提出済の者は、提出を省略できる。 エ 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する場合は特記仕様書による書類を提出すること。
--	--

(2) 資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和8年9月24日 9時00分～令和8年10月13日 16時00分
----------------	-----------------------------------

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

(4) 競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

6 設計図書等の閲覧

閲覧期間	入札公告の日から開札日以降30日間
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年9月30日 12時00分
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

8 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期間	令和8年10月9日 9時00分～令和8年10月13日 16時00分
添付書類	工事費内訳書（PDF形式とすること。）

(2) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札
- (3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札
- (4) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (5) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札
 - ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
 - イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
 - ウ 端数調整を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
 - エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）
 - オ 値引き表示のあるもの
 - カ タテヨコ計算に違算があるもの（法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。）
 - キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの（建築関連工事を除く。）
- (6) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 虚偽の申請書を提出した入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (10) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - カ 入札者の押印のない工事費内訳書

11 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

1.2 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

開札日時	令和8年10月14日 10時00分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会人は認めない。

1.3 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合はくじ（電子くじを含む。）により順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日以内に行い、結果を通知のうえ公表する。

1.4 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年3月30日島根県告示第276号）に基づき入札結果等に関する書類を入札情報サービス（P P I）に掲載する。

入札結果等を公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

1.5 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

- （1）競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

- （2）説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

1.6 再苦情申立て

1.5（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会

が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話 0852-22-5185

1.7 積算疑義申立て

入札参加者は「島根県建設工事の入札執行に係る積算疑義申立に関する試行要領」の定めるところにより、発注者の積算内容の確認を実施し、積算に対する疑義がある場合は、疑義の申立てを行うことができる。なお、下記の期間を経過した後の県の積算内容及び入札中止、落札決定についての疑義は認めないものとする。

- (1) 入札参加者が金入り設計書の開示を希望するときは、開札日から起算して2日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後3時までに「金入り設計書開示申請書（様式第1号）」を下記メールアドレスへ送付することにより、発注者へ開示を申し出ることができる。
masudakendo-keigyo@pref.shimane.lg.jp
- (2) 入札参加者が金入り設計書を確認し、発注者の積算内容に疑義があるときは、開札日から起算して3日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後3時までに、「積算疑義申立書（様式第2号）」及び必要に応じ「積算疑義の内容を具体的に示す資料」を下記メールアドレスへ送付することにより、発注者へ積算疑義を申立てることができる。
masudakendo-keigyo@pref.shimane.lg.jp
なお、「積算疑義申立書（様式第2号）」を送付した際は、必ずメール到着確認の電話を行うこと。
- (3) 発注者は積算疑義の申立てを行った者に対し電子メールにより回答する。入札を継続する場合は、落札決定後に、入札情報サービス（PPI）により回答を公表する。また、入札を中止する場合は、島根県ホームページにより回答を公表する。

取り扱いの詳細及び様式については下記ホームページへ掲載していますので、ご確認ください。

島根県 HP：「建設工事の入札執行に係る積算疑義申立について」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/sekisanngigimousitate.html

1.8 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。
- (3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。
- (4) 受注者が上記（3）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に参加し、発注者が参加を確認した場合はこの限りではない。）
- (5) 請負代金内訳書（工事費内訳書）への法定福利費の明示の取り組み（令和2年8月18日付土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」）に基づき、工事費内訳書へ法

定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること(行挿入により、その他の項目を追記すると工事費内訳書の無効事由に該当します。)。
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

上記取り扱いの詳細については下記ホームページへ掲載していますので、ご確認下さい。

「島根県発注工事における社会保険加入促進対策について」

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/

- (6) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (8) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。